

事業を実施するにあたってのお願い

①抽選会実施時の注意について

イベント等において抽選会等を実施される団体におかれましては、刑法第187条「富くじ発売罪」や、景品表示法（詳細につきましては消費者庁HP等をご確認ください）に違反する可能性がありますので、ご注意くださいようお願い致します。

例)

- ・「富くじ発売罪」違反の可能性がある事例

当選番号付きの商品を販売し、当選者へ景品が当たる抽選会

※「宝くじ」の発売については、当せん金付証票法で認められています。

- ・景品表示法違反の可能性がある事例

一定額以上の商品等の購入をした方へ抽選で景品をプレゼントする場合など

②事業認定申請について

認定申請書・事業計画書・予算書を添付資料とともに提出ください。

添付資料…団体の定款、規約又は会則、団体の構成員名簿、団体の事業年度の収支予算書、前年度の収支決算書等

※団体の前年度の収支決算書については、総会終了後速やかにご提出をお願いいたします。

③助成金交付申請について

事業を実施する前には必ずご提出をお願いします。

例年提出が遅れる団体が多く見受けられます。交付申請は認定申請とは違うということにご留意願います。

必ず事業実施前に提出するようお願いいたします。

④完了実績報告書について

事業が完了したときは、30日以内（事業終了が3月31日の場合は事業終了後すみやかに）に事業の完了実績報告書のご提出をお願いします。

- ・領収書の宛名（レシートにも記載が必要）

※書き漏れ、宛名が申請者以外になっていることが多々あります。

- ・領収書の日付

（助成金交付決定日～3月31日までの日付のものが対象です）

- 対象事業費について

※対象事業費にあたるかどうか迷われたときは必ずご連絡ください。

- 飲食物の販売等で、補助対象となるものは、その写真のご提出をお願いします。
(例：祭りで販売するジュースや食べ物等)

⑤代表者名や住所の変更について

年度途中で代表者名や住所の変更がある場合は、商店街代表者等変更届のご提出をお願いします。

⑥概算交付について

事業実施については、原則として精算払いとなりますが、どうしても自己資金の不足などにより、市の助成金がないと事業が実施できない場合は、事業完了前に概算払いすることも可能ですので、やむを得ない場合は事業実施前にご相談ください。